

タウンミーティングでのアンケート調査票に寄せられた主な質問と回答

1 広域処理の必要性などについて

質問 1 - 1 広域処理の必要性

- ・石巻市と宮城県に瓦礫受入れについて問い合わせたが、市も県も広域処理に関して受入れを要請していないとの返事。市はどうしてうそをつくのか。
- ・広域処理の量は全体の 2 割程度と聞いた。その量を現地で処理できないのか。現地で処理したらどのくらいの時間がかかるのか。現地での処理方法は焼却だけなのか。防潮堤はどうなのか。現地で処理するのにかかる金額の詳細を教えてください。
- ・「絆」に惑わされていないか。広域処理の正当性はどうか。
- ・すでに広域処理の必要はないとの事実になぜ強行するのか。
- ・(北九州市で) 焼却することが本当の支援なのか。
- ・別の支援の方法があるのでは。
- ・なぜ北九州市なのか。

回答 1 - 1

本市の災害廃棄物の受入れは、国や被災地からの要請に基づき検討を進めている。受入対象である石巻市の災害廃棄物の処理については、宮城県の災害廃棄物処理計画に基づき行われている。

宮城県でも、地元での処理を推進するため、リサイクルの推進や破碎・選別施設、仮設焼却炉の建設を進め、一部は稼動している。これらの施設を利用しても、平成 26 年 3 月の期限内に処理が完了せず、広域処理を要請している。

本市への具体的な要請は、本年 3 月 25 日に細野環境大臣から、最も被害が大きい石巻ブロックを支援して欲しいとの要請が直接あった。また、本市副市長が被災地を訪問した際、4 月 4 日に宮城県副知事から、翌 4 月 5 日に石巻市長から直接支援の要請を受けている。

また、5 月 7 日には、電話ではあるが、村井宮城県知事から北橋北九州市長に対し、災害廃棄物の受入について要請があり、さらに、災害廃棄物の推計量の見直しがあった 5 月 21 日には、再度文書で受け入れについての要請があった。

さらに、6 月 10 日から 11 日にかけて、市長が宮城県を視察し、宮城県知事からは「平成 26 年 3 月の期限までに処理するには広域処理が必要」との見解が示され、石巻市長からは「受入は大変ありがたい。がれきの処理が進めば、住環境を整えたい。」と伺って

いる。被災地では、依然として膨大な量の災害廃棄物があり、被災地だけでは早期に処理することができないと聞いている。被災地の早期復興による様々な雇用の確保のためにも、広域処理は必要であると考える。

※石巻市災害廃棄物担当課長のコメント

「災害廃棄物の処理という短期間の業務ではなく、本格的な復興事業の中で長期的な雇用を生み出すことが求められているが、現状では、産業復興の遅れによる雇用減で、若い世代が市外へ流出している。」

災害廃棄物の推計量の見直し（H24.5.21）により、宮城県における災害廃棄物の発生量は大幅に減少しているが、依然として 127 万トンもの大量の広域処理が必要とされている。東京都などで既に受入を実施しているが、そのほとんどは処理先の目処が立っていない状況である。

本市が受入れを決定した石巻ブロックの災害廃棄物についても、依然として 73 万トンもの広域処理が必要とされている。

このような状況から、災害廃棄物の推計量の見直しが行われた 5 月 21 日に、宮城県知事から本市市長に対して、文書で「広域処理が必要な状況に変わりがないことから、引き続き広域処理の具体化に向け、特段の配慮をお願いしたい。」との要請がなされている。

本市としては、「がれきの処理なくして真の復興はありえない」という考えから、広域処理による被災地への協力は不可欠と考えており、市民の皆さまにはご理解をいただきたい。

質問 1－2 災害廃棄物の安全性

- ・莫大な費用をかけて運搬することが被災地のためになるのか。他の方法はないのか。
- ・近くで処理するのが一番なのに、なぜお金を使って処分するのか。
- ・広域処理費用で、瓦礫近くの仮設住宅を現地の業者を使って移動させてはどうか。
- ・なぜこれほどのコストをかけて広域処理をするのか。広域処理が必要なら、近い地域ではなく遠い北九州まで運んでくるのか。
- ・多額のコストをかけて九州まで運び燃やす必要があるのか。燃やすことは環境に影響があるのか検証すべきではないか。

回答 1－2

今回、受入れる災害廃棄物は、クリアランスレベル以下の一般廃棄物（放射性物質に汚染されているものとして取り扱う必要のないもの）であることから、船舶による大量輸送により運搬コストを抑えることが可能である。

- さらに、
- ・既存の焼却施設の余力を活用できる（新たな設備投資が不要）
 - ・焼却処理時の発電によりエネルギー回収が可能 などのメリットもある。
- などのメリットもある。

災害廃棄物の推計量の見直しが行われた 5 月 21 日にも、宮城県知事から「広域処理が必要な状況に変わりがないことから、引き続き広域処理の具体化に向け、特段の配慮をお願いしたい。」との要請がなされたところであり、やはり、本市としては、「がれきの処理なくして真の復興はありえない」という考えから、広域処理による被災地への協力は不可欠と考えている。

本市で受入を行う災害廃棄物は、石巻市の木くずを中心とした可燃物で、クリアランスレベル以下の一般廃棄物（放射性物質に汚染されているものとして取り扱う必要のないもの）である。試験焼却の結果において、安全に処理ができることを確認している。

いずれにしても、災害廃棄物の広域処理は、被災地復興に不可欠であり、市民の皆さまにはご理解をいただきたい。

質問 1－3 防潮堤と広域処理の意義

- ・防潮堤に協力してはどうか。
- ・南相馬市など瓦礫を欲しがっている被災地へ集めるという提案はどうか。市としてどう考えているか。
- ・どうして復興支援なのに 40 億円のお金が市に入るのか。宮城県の人を助けたかったら、市がお金を出せないのか。それともお金ありきなのか。
- ・広域処理でいくらもらったのか。被災地は喜ぶのか。
- ・お金が欲しいだけではないのか。
- ・40 億円のために市民の健康をおびやかすのか。
- ・市長はいくらもうかったのか。

回答 1－3

防潮堤への協力をという点については、林野庁の『『みどりのきずな』再生プロジェクト』構想によれば、分別、無害化され安全性が確認された災害廃棄物の再生資源を活用しながら、概ね 5 年で盛土等育成基盤を造成し、その造成が完了した箇所から順次植栽を行い、概ね 10 年で植栽を完了する計画とのことである。早期処理が望まれている現状においては、現実的な利用方法ではないと考えている。

この構想について宮城県の考え方をお聞きしたところ、『がれきをそのままの状態でもウンド内等に埋設する想定となっているが、現行の法律ではできない（がれきのままの状態で埋設すると、当該場所は最終処分場の扱いとなる）。そのため、宮城県としては、コンクリート殻、津波堆積物等のがれき由来の再生資材の利用先の一つとして想定している。今後、様々な課題がクリアされ、本格運用された場合、再生資材としての木材等

の活用の可能性もあるものの、広域処理でお願いしようとしている可燃性廃棄物を埋設することはできないため、引き続き広域処理を含めて、焼却処理が必要な状況である。』とのことであった。

本市は、被災地の一日も早い復興を願っており、その支援につながると考え、今回、災害廃棄物の受入れを進めている。

本市で処理する場合、その経費は宮城県が国の補助金により負担するが、本市が国から直接補助金を受けることはない。

本市で受入を行う災害廃棄物は、石巻市の木くずを中心とした可燃物で、クリアランスレベル以下の一般廃棄物（放射性物質に汚染されているものとして取り扱う必要のないもの）である。試験焼却の結果において、安全に処理ができることを確認している。

いずれにしても、災害廃棄物の広域処理は、被災地復興に不可欠であり、市民の皆さまにはご理解をいただきたい。

2 環境や人への影響などについて

質問 2-1 焼却処理

- ・放射性物質拡散の心配はあるのか。
- ・バグフィルターは放射性物質を取りきれないとメーカーが言っていた。どこのフィルターだったら99.9%取れるのか。
- ・差引で消えた数万ベクレルの放射性物質はどうなっているのか。
- ・煙突付近の放射能を計測した方がよいが、検査報告がない。試験焼却のデータ報告も平均値で出されているが、細かな検査データは出さないのか。セシウムの煙突内部の検査報告もお願いしたい。
- ・本焼却になってからどうやって線量を測り安全を確認していくのか。線量が高かったり、上がった時はどうやって焼却を中断するのか。
- ・放射能の測定をする場所の基準はどこで決定しているのか。

回答 2-1

バグフィルターは、環境省の広域処理ガイドライン及び平成24年5月25日発表の環境省資料によると、廃棄物焼却炉の実証試験で、99.9%以上の放射性セシウムが除去されることが確認されている。

また、実際に放射性セシウムを含む廃棄物の焼却が行われている多くの施設における測定の結果、排ガス中の放射性セシウムは不検出または極めて微量という結果が出ている。

なお、本市における試験焼却で、バグフィルターの前後で放射能濃度を測定した結果、

バグフィルターの前では検出されたが、後では検出限界以下であった。このため、バグフィルターは十分に機能していると考えている。

【福島県内の焼却施設における排ガス中の放射能濃度測定結果】※環境省資料より

測定位置	Cs-134 (Bq/m ³)	Cs-137 (Bq/m ³)	Cs合計 (Bq/m ³)
バグフィルター 入口 (ろ紙部)	98	126	224
バグフィルター 入口 (ドレン部)	不検出 (<2)	不検出 (<1)	不検出 (<3)
バグフィルター 入口 (活性炭部)	不検出 (<0.6)	不検出 (<0.6)	不検出 (<1.2)
バグフィルター 入口 ①	98~100.6	126~127.6	224~228.2(226.1)※
煙突 (ろ紙部)	不検出 (<0.008)	不検出 (<0.007)	不検出 (<0.015)
煙突 (ドレン部)	不検出 (<0.06)	不検出 (<0.06)	不検出 (<0.12)
煙突 (活性炭部)	不検出 (<0.03)	不検出 (<0.02)	不検出 (<0.05)
煙突 ②	0.008~0.098	0~0.087	0.008~0.185(0.0965)※
除去率 (①-②) / ① = 99.92~99.99% (99.96%)※			

※検出限界の1/2が存在すると仮定した場合

排ガス中の放射性セシウムが、バグフィルターで99.9%以上が回収され、残る0.1%が焼却工場の半径5kmに拡散・降下すると仮定した場合、最も危険側の想定によれば、約0.05Bq/m²と試算される。

これは、福岡県内で測定された土壌の放射能濃度129.25Bq/m²※に比べ極めて低く、その影響は無視できるものである。

※セシウム137の放射能測定調査(2009年度・福岡市早良区)

試料名	放射能濃度(MBq/km ²)
土 壤	150
土 壤	84
未耕地	200
未耕地	83
平 均	129.25

出典:「環境放射線データベース」<http://search.kankyo-hoshano.go.jp/>

災害廃棄物の処理にあたり、焼却により発生する焼却灰・排ガス・排水等の放射能濃度及び焼却工場・処分場の敷地境界の放射線量を定期的に測定し公表する。

なお、年間に降下する0.05Bq/m²の放射性セシウムを全て吸い込んで摂取したときの被ばく量を計算しても、バナナ1本(150g)を食べたときの放射性カリウムによる被ばく量の1/100程度であった。

(参考) 被ばく量の比較

セシウム: $0.05\text{Bq} \div 2 \times 2.0 \times 10^{-2} \mu\text{Sv/Bq}^{*1} + 0.05\text{Bq} \div 2 \times 3.9 \times 10^{-2} \mu\text{Sv/Bq}^{*1} \doteq 0.001 \mu\text{Sv}$

バナナ: $150\text{g} \times 0.0036\text{g/g}^{*2} \times 30.4\text{Bq/g}^{*3} \times 6.2 \times 10^{-3} \mu\text{Sv/Bq}^{*1} \doteq 0.1 \mu\text{Sv}$

※1: 実効線量係数 (ICRP Publ.72)

※2: カリウム含有割合 (文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告「日本食品標準成分表2010」)

※3: カリウム1gの放射能強度 (独立行政法人 放射線医学総合研究所 HP)

ごみ焼却施設における放射性セシウムの収支について、災害廃棄物に含まれている放射性物質の濃度の実測値により把握するためには、サンプリングの頻度や量、検出精度のアップ、検出下限値の低減など大掛かりな措置が必要となる。

一方、今回の試験焼却は、災害廃棄物の焼却に関する安全性等を確認することが目的であったため、そのような措置は講じていない。

安全性確保の観点からは、高性能な排ガス処理設備であるバグフィルターの前段で、排ガスを採取して、放射能濃度を分析し、さらに煙突出口でも放射能濃度を測定した。その結果から、バグフィルターは両工場とも想定どおり正常に機能しており、煙突から放射性セシウムが排出されておらず、安全に処理できていることを確認した。

焼却に関する安全性の評価方法としては、まず、環境中への放出がないことを確認すべきであり、そのためには、煙突からの排出の有無を調べるのが合理的である。逆に放射性物質の収支（災害廃棄物に含まれていた量と飛灰に含まれている量の比較）を実測して把握するためには、いたずらに大掛かりな措置を講ずる必要が生じるため、適当ではないと考えている。

災害廃棄物に含まれていたセシウム総量と、飛灰に含まれているセシウム総量の差については、災害廃棄物中の濃度が低く、有効範囲を勘案すれば、放射能総量を正確に表せないものの、あえて測定値を使って物質収支を推計すれば、主灰又はスラグ・メタルに移行したものと考えられる。

なお、飛灰の放射能濃度が管理目標である 330Bq/kg を超えた場合は、焼却処理の際の攪拌作業に問題がなかったかなど、なぜそうなったのかを検証する。

質問 2 - 2 放射線量の測定

- ・放射能の測定をする場所の基準はどこで決定しているのか。
- ・フレコンバックのままベクレル測定する方法と、測定器の機種、メーカー名。
- ・市民介入の測定もなし。セシウムを測る場所をもう一度計算してほしい。
- ・ロシア製 SOEKS というガイガーカウンターで国際会議場の空間線量は 0.18 マイクロシーベルト。私のガイガーカウンターの故障か。これが安全な線量か。
- ・(市長の話に出てきた) ロシア製の測定器で測った女性のコメントに対して、具体的にどういった対応をしたのか。

回答 2 - 2

今回の災害廃棄物の受け入れについては、搬出前に石巻市で災害廃棄物の放射能濃度、放射線量を測定し、処理に伴い生じる排ガスや焼却灰、排水などの放射能濃度や、敷地境界等での放射線量は、北九州市で行うことになる。石巻市での測定については、タウンミーティングの際に配布した資料の 16 番に、北九州市における測定場所や頻度につ

いては、19番から21番に記載している。この測定計画については、廃棄物処理や放射性廃棄物等の専門家に相談しながら、本市が決めたものである。

次に広域処理にかかる災害廃棄物の放射能の検査としては、環境省が、一次保管場所で放射能濃度を測定し、二次選別施設から搬出する際に放射線量で管理することを広域処理ガイドラインで示している。

北九州市の今回の受入計画では、石巻市において、1日に2回、放射能濃度の測定を行い、100Bq/kgを下回ることを確認し、フレコンバッグごとに放射線量の測定を行うこととしている。これは、測定頻度を高めることで、市民の安心感の確保に配慮することとしたものである。石巻市で行う放射能濃度の測定については、NaIシンチレーション検出器を用いて測定することとしている。また、放射線量については、シンチレーション式サーベイメーターを利用することとしている。メーカーや機種は、現時点では決まっていない。

また、処理に伴い生じた排ガスや飛灰の放射能濃度の測定については、サンプルを採取して、民間の分析施設に運んで実施することから、まず、サンプル採取を公開することを検討している。その際、焼却施設は稼働中であり、処分場では建設重機が稼働していることから、安全性を確保するため一定の人数を限ることになる。

個人がお持ちのサーベイメーターの指示値について、正しいかどうかを判断することは困難である。本市が定期的に区役所周辺で空間放射線量を測定して公表することとしているので、同様の場所で測定することなどにより、まずはお持ちの機種の指示値と比較してはどうか。一般的にサーベイメーターで精度の高い測定をするためには、指示値が適正であることを定期的に確認する必要がある、そのためには「校正」という作業をメーカー等に依頼する必要がある。

質問2-3 健康被害

- ・赤ちゃんの将来を保証してくれるのか。生まれたばかりの赤ちゃんは大丈夫か。
- ・自分や家族の身体や自然を考えたらもっとよい方法があるのではないか。5人中4人が病気にならなかったとしても燃やすのか。
- ・子どもや孫の世代に健康被害が出ない保証はあるのか。
- ・焼却試験後に妻の体調に異常があった。焼却施設周辺では健康被害が見られる。放射能との関係を否定できる根拠はあるのか。
- ・健康被害がでたら絶対保証できるのか。
- ・健康被害が出た場合の補償についての見解は。
- ・安全と言うのなら焼却灰を市庁舎の庭に持ってきて大丈夫なのではないか。
- ・万が一の時、市はどう対処するのか。
- ・なぜ運動会の予行練習中に試験焼却をしたのか。
- ・試験焼却を運動会シーズンに行ったのはなぜか。臨時休校などの対応はできなかったのか。
- ・健康被害が出たら行政が責任を取るという話だが、市長はどういう方法で責任をとるつもりなのか。
- ・悪い事があるかもしれないのに、なぜ絶対ないと言えるのか。

回答 2 - 3

本市の受け入れ基準である「放射性物質に汚染されたものとして取り扱う必要がない」とされているクリアランスレベルの物であっても、放射性物質が付着していることには変わりがない。しかしながら、放射性物質は、地球上どこにもあり、その放射性物質が発する放射線、さらには宇宙からも放射線（＝宇宙線）を受けながら、私たちは日々、生活しており、それはこれからも変わりようがない。

つまり、放射性物質が存在することが問題なのではなく、どの程度の放射線量を浴びることになるかを考えて、その量に応じて危険性を判断することが現実的である。

ちなみに、日本で生活していると平均で年間に 1.48mSv の放射線を浴びることになるといわれている。一方、クリアランスレベルの考え方は、どのような取り扱い方をしても、年間に 0.01mSv の被ばく量に収まる放射性物質の量として算出されているものである。

このように、クリアランスレベルの放射線量は、自然放射線量に較べて非常に小さい値であり、健康に対する影響を無視できる量として考えられている。

ただし、これは「影響が無い」ということではなく、放射線被ばくによる健康影響については、「放射線防護の考え方から放射線を受けた量に比例してリスクが高まる」とされており、いかに微量であっても量に応じたリスクがあるとなっている。

具体的には、放射線を 1000mSv 以上浴びると急性障害（吐き気、嘔吐など）が起こり、がんで死亡する確率は 5% になる。また、100mSv では 0.5% になるといわれている。これ以下での放射線量では影響が認められないが、予防の観点から何らかの影響があるとして取り扱うこととされている。

この考え方を、しきい値無し直線（LNT）仮説と言い、それをもとに低線量被ばくの影響について試算すると、下表のとおりとなる。

今回の災害廃棄物処理により、市民が受ける放射線量は、0.01mSv よりはるかに低い値であり、低線量被ばくによる影響も問題となるような値ではない。

低線量被ばくによる健康被害（試算）※

放射線量 (mSv)	被ばくによる がんで死ぬ確率	100万人あたり死 亡者数(人)	(参考) 40歳の人が次の40年間に死ぬ確率 交通事故で死ぬ確率 0.15%(1,500人) 自殺する確率 0.92%(9,200人) 殺人事件で死ぬ確率 0.05%(500人) ()内は100万人当たり
1000	5%	50,000.00	
100	0.5%	5,000.00	
10	0.05%	500.00	
1	0.005%	50.00	
0.1	0.0005%	5.00	
0.01	0.00005%	0.50	
0.001	0.000005%	0.05	

※ 国際放射線防護委員会(ICRP)は、「この仮説は放射線管理の目的のためにのみ用いるべきであり、低線量被ばくについてのリスクを評価するために用いるのは適切ではない」としている。

上記のとおり、今回の広域処理では、放射能濃度が低く、安全に処理できる災害廃棄物だけを、適正な処理施設で、放射線量等を確認しながら処理するものであり、市民の方々に健康被害を引き起こすようなことはない。

しかしながら、一部に不安の声があるのも事実であるため、市民の安心感を高める観点から、健康被害に対する国の対応について照会した。

これに対し「災害廃棄物の広域処理に起因する対応の責任は国にある。したがって、廃棄物処理法に則り適正な処理を行ったにも関わらず、万が一、広域処理に起因する放射性セシウムによる健康被害という不測の事態が生じた場合には、国として責任を持って対応する」との回答があった。

質問 2-4 生態系への影響

- ・生物濃縮はあるのかないのか。魚類などに吸収された場合、どこに集まるのか。
- ・魚に影響はないのか
- ・生態系への影響は大丈夫なのか。

回答 2-4

今回の災害廃棄物の処理において、リスクを考える必要がある放射性物質は、放射性セシウムである。

セシウムは、ナトリウムやカリウムと同様にアルカリ金属に分類される元素である。アルカリ金属は、人体はもとより生物の体内に取り込まれた場合、代謝により最終的に排出される。したがって、生物濃縮は起こらない。

質問 2-5 その他の有害物質

- ・放射線以外に検討したリスクは？
- ・アスベスト、ヒ素などのセシウム以外の具体的化学物質対策はどのようになっているか。
- ・アスベスト等現在危険物とされているものも瓦礫には含まれている。それに対する責任は。

回答 2-5

今回の災害廃棄物の受け入れにあたり、放射性物質以外にも有害物質を含む可能性があることから、次の対策等を講じており、いずれも適正処理が可能である。

(ダイオキシンについて)

今回の災害廃棄物は、津波による影響で、塩分（塩素分）が高いことが想定され、それを焼却した場合、ダイオキシン類の濃度が高まる可能性がある。しかし、昨年6月、岩手県が一般廃棄物焼却施設を用いて野田村の災害廃棄物の試験焼却を行った際、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質は通常のごみ焼却における変動の範囲内だったと聞いている。（また、被災から既に1年以上経過しており、塩分は降雨により、軽減しているとも考えられる。）

ダイオキシンについては、災害廃棄物に限らず、地域の家庭ごみの焼却に伴い生じる可能性のあるものである。このため、平成11年にダイオキシン対策特別措置法が定められ、排出防止対策や排出基準が定められている。本市のごみ焼却炉は、この法律の適用を受けており、完全燃焼や排ガスの急速冷却など様々な対策を講じている。さらに、適正な管理をしており、排出基準を十分に満たしていることから、心配ない。

（アスベストについて）

今回の災害廃棄物には、アスベストが被災した建物の断熱材やスレート板材料として用いられている可能性がある。

本市が受入れを想定している災害廃棄物は「可燃物」であり、アスベストを含む廃棄物は、セメント、石膏など不燃物に当たり、被災地における選別工程で適正に除くことができるため、基本的に本市に持ち込まれることはない。また、アスベストなどの有害物については、選別作業の場所等のもとより、被災地の環境を保全する意味からも、適正に選別されており、宮城県等がアスベスト濃度を測定し、問題ないことを確認している。

さらに本市としても、災害廃棄物の受入れに当たり、職員等を現地派遣して廃棄物の性状などを常時、確認することとしており、混入等を防止できると考えており、心配ない。

なお、試験焼却にあたって、日明積出基地、日明工場、新門司工場で測定した結果、いずれも災害廃棄物の影響は見られなかった。

（PCBについて）

今回の災害廃棄物には、PCBを含んだトランスやコンデンサなども含まれている可能性がある。

本市が受入れを想定している災害廃棄物は「可燃物」であり、PCBを含む廃棄物は、金属や碍子など不燃物に当たり、被災地における選別工程で適正に除くことができるため、基本的に本市に持ち込まれることはない。PCBを含む廃棄物については、当然に被災地の環境を保全する意味からも、適正に選別されることとなる。

さらに本市としても、災害廃棄物の受入れに当たり、職員等を現地派遣して廃棄物の性状などを常時、確認することとしており、混入等を防止できる。

（カドミウム、鉛、水銀などの有害物質について）

カドミウムや鉛、水銀などの有害物質は、日常生活で使っている家電品の部品や塗装の顔料などに微量ながら含まれている。したがって、これらの有害物質は、今回の災害

廃棄物に限らず、本市で発生する家庭ごみの中にも含まれている。

本市のごみ焼却工場は、このような家庭ごみを適正に処理することができるよう様々な公害防止設備（バグフィルターなど）を有しており、災害廃棄物を受け入れた場合でも、本市の家庭ごみの処理と同様に適正な処理が可能である。

3 風評被害対策などについて

質問3 風評被害対策

- ・近隣自治体への食の安全性についての説明を求める。
- ・瓦礫を焼却した灰を全部調べて、埋め立てる際、風評被害が出た場合どうするのか。
- ・風評被害は、海外に対してはどのようにするのか。

回答3

風評被害については、環境大臣から「風評被害の対応の責任は国にある。政府全体の窓口を省内に一元化して設置する。」との方針が示され、同時に、「風評被害が起らないよう、国として全力を尽くすこと」、「万が一起こった場合には、北九州市と協議しながら責任を持って対応する」との見解が示された。

本市としても、風評被害対策については、未然に防止することが最も重要であることから、

- ・市民に受入れる廃棄物や処理の安全性を正しく伝えて理解いただくこと
- ・放射線量などを定期的に測定して速やかに周知すること

などの対策に、積極的に取り組む必要があると考えている。

また、災害廃棄物の処理に起因すると思われる農林水産物等への風評被害が、万が一発生したときは、

- ・風評被害の実情及び原因を速やかに調査し、その解消に向けて主体的に行動する。
具体的には、市が先頭に立ち、市民全体で、本市の海の幸、山の幸を買って食べてもらう「市民みんなで地元の農林水産物を守る運動」などを繰り広げる
- ・農林水産物等に実害を与えたことが判明した場合には、市が責任を持って、国に対し、賠償等について協議する
- ・今回の受入れに起因する想定外のことについては、北九州市としても責任を持って対処する

こととしている。

また、市民の方々に理解を深めていただくため、説明会の実施や要望があれば職員が出向いて説明する出前講演の実施も行い、市民への説明についてきめ細かな対応を行う。

さらに、近隣自治体などに対しても、要望があれば、同様の説明を行っていききたい。

市長が5月23日に報道機関に対して、「取材で知り得た事実」としても、報道の仕方によっては、科学的知見に基づかない内容なのに市民の中には「真実」と誤解する場合もあり、またこれが風評被害につながることもあるので、特段の配慮をするようお願いした。

4 市民説明

質問4 市民説明

- ・市民向けミーティングに他地域の組織がらみの多くの人に参加している。対象は誰なのか。
- ・特定の政治的活動家がみんなを先導しているのではないか。
- ・市側の医者はどうやって選出したのか。
- ・福島からの避難者の質問に対する回答は。
- ・これで市民の理解を得られていると言うのか。
- ・時間が足りなければ、もっと多くミーティングを開かないのか。
- ・なぜ危険を指摘する専門家も均等に入れられないのか。
- ・これで終わりか。これからどうなるのか。
- ・市民のみに限定することはできなかったのか。もっと冷静な話し合いができなかったのか。

回答4

このたび、石巻市の災害廃棄物を受入れ、処理することを決めたが、今後とも、市民の方々に理解を深めていただくため、説明会の実施や要望があれば職員が出向いて説明する出前講演も行い、市民への説明についてきめ細かな対応を行う。